寄稿2

JETROニューデリー事務所 知的財産権部の活動紹介

独立行政法人日本貿易振興機構 ニューデリー事務所 知的財産権部長 今浦 陽恵

昨年8月、JETROニューデリー事務所知的財産権部が新設され、特許庁から専従職員を出向させてい る。任地での活動を紹介しつつ、最新の知財問題について解説する。

0. はじめに

「8月7日僕はインディラ・ガンジー国際空港にいた。蝿 たちが僕の足元にまとわりついてきたことをとてもよく覚 えている。」インド・ニューデリー日本人学校の文集に掲載 された息子の作文は、インド到着時の衝撃から始まる。そう、 我が家は昨年8月インド・ニューデリーに一家で引越し、 私はJETROニューデリー事務所の初代知財専任職員とし て赴任した。本稿執筆時点で赴任から早半年経ち、初年度 も終わろうとしている現在、JETROニューデリーでの業務 とインド知財について振り返ってみたい。

1. JETROニューデリー事務所知的財産権部の設立

JETROでは、1990年代以降、特許庁や経済産業省の委 託事業等を通じ、知的財産関連の業務を行っている。1996 年には、タイ・バンコク事務所に専従職員を派遣し、東南ア ジア・南アジア地域を広域でカバーしてきた。昨今のインド 及び東南アジア地域の成長とそれに伴う知財問題の顕在化 を重視し、昨年8月に、インド・ニューデリー事務所に知的 財産権部が新設された。その新設ポストに不肖私が任命され たわけである。インドに赴任するまでの2年間特許庁国際課 に在籍し、インド・アセアン地域及び経済連携協議を担当し、 インドは度々訪れていた。しかし、8月にインドに降り立っ た際には、やはりこれまでの出張とは違う一抹の不安を胸に 「ついに来てしまった」と感じたことを覚えている。

到着翌日には、JETROニューデリー事務所で辞令交付を 受け、正式にニューデリー事務所員としての業務を開始した。 とはいえ、当初は、外国人登録手続や子供達の日本人学校 や幼稚園の入学手続、自家用車の購入とドライバー探し、住 宅探しとホテルからの引越、裁判所への登録等々、生活の 立ち上げに奔走することとなる。これらを一口に言ってもこ こはインドであり、一筋縄にはいかない。外国人登録では何 時間も待たされた上、度々必要書類が変わり何度も門前払い に遭うということは良く聞く話であるし、同時期に赴任した 職員は、引越当日ホテルチェックアウト後になって大家に「やっ ぱり貸したくない」と言われ、その日のホテル探しに彷徨い、 当地の友人は水道から黄色い水が出てきて「どうしても住め ない | と引越を余儀なくされている。我が家の場合は、現地 到着2週間で日本から持ち込んだノートPCの除熱が不十分 でグラフィックボードが壊れて使えなくなり、引越2日目に 目詰まりして早速シャワーが使えなくなった以外は、概ね良 好な滑り出しを切ることができた。それもこれも、ニューデ リー事務所の全面的なサポートの御蔭であり、8月中にはこ れら手続きも一段落し、いよいよニューデリー事務所知的財 産権部が本格始動を切ることになる。

知的財産権部といっても当初は私一人であり、まずはス タッフを雇用しないと仕事は何も回らない。JETRO東京本 部からは「日本語が話せるほうが何かと便利」とアドバイス を受け、ニューデリー事務所からは「日本語が話せるから といって雇うとインドではロクなことにならない」と言われ、 約10名の面接を経て採用したのが、Ms. Vaishali Jainであ る。政府機関や弁護士事務所等との連絡調整や会合でのメ モ取り、所内の事務処理手続き等を一手にこなす優秀なス タッフだ。日英ヒンディー3ヶ国語通訳をこなすほど日本 語には堪能だが、今のところ、ロクでもないことにはなっ てはいない。また、インドでは審査や訴訟の状況や国会審 議の状況などについて、事実ベースでの公表はなされるも のの、これらは統計的にまとめられておらず、実態をつぶ さに把握することが難しい。そこで、弊所のIT担当として 堅実な仕事ぶりに定評のあったMr. Salahudinを知財兼任 職員とし、これら情報収集に当たってもらっている。こ



ワイシャリさん近影



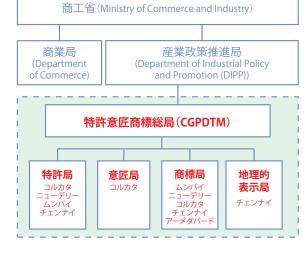
サラウディンさん近影

うして陣容が固まってきたところ、次はいよいよ在イン ド知財関係者との関係構築を急がなければならない。

2. インドの知財プレーヤー

「インドには特許庁が4つあるって本当ですか? | インド 知財に接した者がまず最初に驚かされるシーンである。正 確には特許庁は4つなく、特許支局が4つある。産業財産 権(特許・意匠・商標)及び地理的表示については、それ ぞれ特許局・意匠局・商標局・地理的表示局がある。特許 局は、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイの4か所に、 商標局は、これらに加え、アーメダバードにそれぞれ支局 があることから、上述の質問となるわけである。さらに、 これらを監督する機関として、特許意匠商標総局 (CGPDTM: Controller General of Patents, Designs and Trade Marks) がムンバイにあり、ここに登録業務の管理 監督責任を負う「長官 (Controller General)」が在籍してい る。ただし、当該総局では、政策的な事項については取り 扱わず、政策マターはその上位官庁である商工省産業政策 推 進 局(DIPP: Department of Industrial Policy & Promotion) がその役目を担っている。

また、「人材開発省高等教育局」が、著作権を所管し、 エンフォースメントの関係では、輸入差止を行う税関、国 内刑事事件を取り扱う警察も当地で活動するには重要な組 織である。そして、インドでは、知的財産の問題が顕在化 してきたのは、最近のことであって判例の蓄積も少ない。 法律自体あいまいな点も多く、それらの解釈が裁判所の判 決によって進められており、裁判所の動向にも留意が必要



産業財産権関係政府機関

である。さらに、インドの知的財産を語るにあたっては、 知財と医薬品アクセスの問題は切っても切り離せないもの となっており、医薬品監督当局の動きにも目が離せない。

インド人は、自分の興味があることについては、しつこ いほど押しが強いが、興味がないと返事すらしてこない。 私が国際課在籍時代、インドのDIPPやCGPDTMに何度メー ルを書いても返答をもらったのは、片手で数えられる程度 であった。電話回線の悪い中その都度何度も電話し、「メー ルは見ていない | と言われ、たらいまわしに遭い、それで も何とか話を進めるという状況であったが、インド赴任後、 折りに触れてこれら機関に顔を出すことにより、ようやく たまに返事をもらえるようになり、「日本について知りたい ときにすぐに連絡できる窓口があるのはありがたい | と言っ てもらえるようになった。良好な関係を築きつつ、今後も 一歩一歩前に進んでいくことができればと考えている。

そのようなインドであるが、昨今の著しい経済成長も背 景にあり、日本以外にも知財専任アタッシェを置いている 国が、私が承知する限りで少なくとも2ヶ国ある。アメリカ と英国であるが、アタッシェと言いつつ、いずれも元々はイ ンド人である。彼らには、「日本と我々の立場は同じだ」と よく言われるが、インド人である彼らがここまで割り切って 雇用主の立場に立った発言をできるのには驚かされる。もっ とも、英国アタッシェは弁護士であり、インドが知財軽視の 政策をとることを真剣に危惧をしているのかもしれない。

また、FICCI、CII、ASSOCHAMという経済団体も、知 財について担当部署を設け、政府への提言などを行ってい る。現時点ではJETROとのコンタクトは少ないが、今後彼 らと問題意識を共有していくことができればと考えている。

インドにおいては、知的財産専任の駐在を配置している 日系企業はまだ数えるほどであるが、複数の企業から「今 後インドに知財の駐在を置くか検討中 | という話を伺って おり、今後インドにおける知財の重要度が上がるにつれて、

知財駐在者の人数も増加していくものと期待される。

3. JETRO事業の実施

こうして人脈形成を図りつつ、JETRO事業は待ったなし である。赴任に当たって私に課せられた初年度事業は概ね 3つ。一つは、日本企業の知財研究グループの組織化、も う一つは、税関職員に対して、日本の権利者が模倣品の見 分け方を教える「真贋判定セミナー」の開催。そして、日本 でのインド知財セミナーの開催にかかる講師招へいである。 以下、その背景も示しつつ、紹介したい。

3.1 インドIPG・知財セミナーの開催

日本企業の知的財産を海外で適切に保護するため、アジ ア各国において、IPG (Intellectual Property Group) と呼 ばれる知的財産研究会が進出日系企業を中心に組織されて いる。各国のIPGではJETROが事務局を務め、メンバー 企業間の情報共有や政府機関との協力の推進や改善の提言 など、積極的な活動を行っている。インドにおいても、 2006年にインドIPGが創設されていたが、ここ数年は休眠 状態にあった。JETROニューデリーに知的財産権部が新設 されたことに伴い、改めてメンバー募集を行い、2013年1 月以降IPG活動を再開している。本稿寄稿時点で40社を超 える申し込みがあるが、より多くの企業に知的財産の問題 について認識してもらうべく、インド日本商工会等を通じ て参加を広く呼び掛けている段階である。インドでは、今 のところ日系企業の知的財産を担当する駐在職員は数える ほどであり、参加者の多くは、営業や開発の担当者等となっ ている。インドでは、模倣品・海賊版等のエンフォースメ ントの問題のみならず、独自の法制度に基づく権利化の段 階による問題も大きな論点であり、これらについて、毎回 テーマを設定しながら、参加企業による発表や外部講師に よる講演を通じ、参加メンバー間の知識の向上と課題の抽 出を行っている。

また2013年3月には、ムンバイの日系企業向けに模倣品 対策に関するセミナーを開催した。模倣品等の発見・エン



ムンバイでの知的財産セミナー

フォースメント対応・その後の営業戦略を進めるにあたり 現地駐在員の果たす役割は大きく、模倣品問題についての 考え方と具体的なアクションについて、中国・上海から招 いた講師により講演をいただいた。

特許庁が実施している「模倣品被害調査報告書」による と、2011年度に中国で模倣品販売の被害にあっている企業 は、51.0%であるのに対し、インドでは、5.9%にとどまっ ている。ただ、実際に市中を見回してみると、そこかしこ に模倣品が販売されているのに気付く。また、そういった 一般消費者が購入する物品に限らず、自動車部品など、消 費者が気づかないうちに模倣品を使っている場合もある。 インド自動車部品工業会(ACMA)の調べたところによると、 インドにおける模倣品自動車部品の割合は37%であり、3 つに1つ以上が模倣品ということになる。そして、自動車 事故の多くがそのような模倣部品を使用したことに起因し、 年間2万5400人が死亡、9万3000人が負傷というショッキ ングなデータも公表されている。模倣品・海賊版の多くは 中国から様々なルートを通じてインドに流れてきているよ うであるが、インドでこれだけ多くの模倣品が販売されて いる現状に鑑みると、日本企業は、自社の収益やブランド の保護のみならず、消費者保護の観点からも、インドでの 対策を強化する必要がある。

同セミナーでは、このような現実や問題意識について説 明するとともに、現地駐在員としてどのような役割を果た すべきかについて講演をいただいた。このような取り組み を通じて日本企業に知財に関する問題意識を持ってもらい、 インドIPGに参加してもらえればと考えている。

3.2 真贋判定セミナー

上記のとおり、模倣品・海賊版と言えば真っ先に思い浮 かぶのは中国である。特許庁の模倣被害調査報告書を見て も、それは明らかである。ただし、他の国で何も問題がな いかと言うと必ずしもそうではない。もちろん現地で生産 されている場合もあろうが、アジア諸国の多くで今問題に なっているのは、中国からそれらの国々に様々なルートを 通じて流入してくるものによる被害である。これらすべて が税関を経由して入ってくるものばかりではないが、国内 流入を阻止する手段として、税関を活用しない手はない。

インドでは、2007年に「知的財産権(輸入品)施行規則」 が制定され、商標権侵害品や著作権侵害品をはじめとする 知的財産権侵害物品を税関で差止めることができる。2011 年には、集中型担保金制度も導入され、複数の権利を登録 した場合であっても一つの口座を登録すればよく、インド 国内のどの税関で侵害疑義物品が発見された場合であって も、その口座で対応することができる。一方、単に税関に 権利を登録しても、実際にチェックに当たる職員が本物と 偽物の違いを見分けることができなければ、実効は上がら

ない。したがって、JETROでは、世界各国で真贋判定セミ ナーと呼ばれる、日本の権利者から税関職員に対して模倣 品・海賊版と本物とを見分けるポイントを説明するセミナー を開催している。

2012年2月にムンバイでインド初となる真贋判定セミナー を開催し、同年11月にデリーでも同セミナーを開催した。 参加企業から、ムンバイでのセミナー開催後初めて税関か ら侵害品の差止が行われたとの報告もいただいており、今 後ともより実効性を上げる形で取り組んでいきたい。

3.3 インド知財訴訟セミナー

前述したとおり、インド知財については、成文法にあいま いな点も多く、それらの解釈が裁判所の判決によって定めら れていく。また、被告側の意見を聞かずに一方的に差止を行 う一方的差止命令など暫定的救済が広範に認められている。 懲罰的賠償制度などはあるものの訴訟において十分な賠償 金を得るのは難しい状況にあり、むしろ製造・販売の差止を 得ることができるかに重点が置かれている。したがって、知 財訴訟では、終局的判断よりもむしろ、暫定的救済を得られ るかが重要なポイントになっている。インドでは訴訟に非常 に時間がかかるという「噂」がまことしやかに語られている が、実際には、この暫定的救済は、早ければ翌日など非常に 短期間のうちに得ることができる。ただし、侵害を認識して から提訴までに長期間をかけてしまうと、「緊急性が認めら れない | として、暫定的な救済が得られない場合もあるとい う。また、特許権・意匠権と、商標権・著作権とでは土地管 轄が異なるが、知財訴訟は第一審としてデリー高裁が選好さ れることが多く、約7割の知財訴訟がここで行われていると 言われている。デリー高裁では、E-courtと呼ばれる書類の 電子化を進めた法廷がいくつか存在し、訴訟の迅速化にも 積極的に取り組んでいる。また、知財分野で活躍していた 弁護士を判事に採用することで、高い専門性が求められる知 財分野について適切な判断をするよう努めている。

知財が保護されるか否かは、最終的に裁判で権利が尊重 されるか否かにかかるところが大きく、日本企業の出願・ 権利化戦略にも大きく影響する。したがって、このような



東京での知財訴訟セミナ

裁判所の現状と取組について日系企業に広く知ってもらう ため、2012年12月にデリー高裁のマンモハン・シン判事ら を日本に招へいし、インド知財訴訟セミナーを開催した。 募集から2時間で定員が埋まり、インド知財への日本企業 の関心の高さが示される形となった。JETROとしては、日 本企業にインド知財の現状を把握してもらうべく、引き続 きこのようなセミナーを開催していきたいと考えている。

4. 調査研究の実施

このようなイベントの他に、弁護士事務所等を通じて現 地法制度・運用等を調査・分析し、日系の関係者に周知す るという調査研究事業がJETROの重要な事業として挙げ られる。今年度は、そもそも弁護士事務所の選別からスター トせざるを得ず、非常に困難を極めた。そのような中、イ ンドの医薬品特許の現状、インド著作権法改正、インド等 周辺国の知財ライセンスについて、調査を実施・公表した。 以下、これら調査について概要を説明する。なお、詳細 については、JETROのウェブサイトを参照されたい。

○インド医薬品特許

インドは、TRIPS協定の履行期限であった2005年まで 医薬品に対する物質特許を認めていなかった。この間、イ ンド国内ではジェネリック医薬品業界が一大産業に成長し、 成分さえ分かれば製造をできるほどの技術力を獲得した。 また、インドでは、現時点では圧倒的に低所得者層が多く、 これらの人々の医薬品アクセスを確保するのに、非常に大 きな役割を果たしていると認識されている。この結果、医 薬品については、その特許を弱めるべく種々の政策が取ら れるとともに、法廷闘争も繰り返されており、内外の医薬 品業界から高い関心を集めている。そこで、医薬品特許に まつわる事項について、インドの現状を包括的に把握する べく、インド医薬品特許事情について調査を行った。調査 項目は、以下である。

第1章 インドの医薬品業界に関する調査

第2章 エバーグリーニング及び関連する法規定

第3章 強制実施権

第4章 データ保護 (Data Protection & Data Exclusivity)

第5章 パテントリンケージ

第6章 その他関連規定

第7章 医薬品価格設定についてのインドの政策

インドでは、成分や組成、形態をわずかに変えることで 特許を繰り返し取得し、実質的に特許権の存続期間が延長 されることを防ぐため、(アンチ) エバーグリーニング条項 といわれる規定が存在する。特許法第3条に定められた本

規定については、新規性・進歩性・産業上の利用可能性以 外の追加的な要件を課しているのではないかという議論が ある。既知の物質と比較して、「効能 (efficacy) の増大にな らない」場合に本規定が適用されることとなるが、拒絶査 定不服審判にかかる審決取消訴訟において、医薬品につい ては [efficacy | は [therapeutic efficacy | であるという判決 がマドラス高裁から出されている。患者への効能が増大し ない限り、熱的安定性等、実際に医薬品の機能として向上 していても、特許とはしないというものであり、創薬メーカー にとっては厳しい判断になっている。本規定については、 どのように解釈をするのかあいまいな点が多いが、本稿寄 稿時、最高裁判決を待っている状況にあり、これによって、 今後何らかの基準が示されることが期待されている。

特許法第3条 発明でないもの

(d) 既知の物質について何らかの新規な形態の単なる 発見であって当該物質の既知の効能の増大にならな いもの, (後略)

説明――本号の適用上, 既知物質の塩, エステル, エー テル, 多形体, 代謝物質, 純形態, 粒径, 異性体, 異 性体混合物, 錯体, 配合物, 及び他の誘導体は, そ れらが効能に関する特性上実質的に異ならない限り, 同一物質とみなす。

また、2012年3月には、現行法下でインドで初となる強 制実施権が発動され、大きな議論となっている。ドイツ・ バイエル社の持つ癌治療薬に対して、インドジェネリック メーカーの申請が認められた形であり、2013年3月に知的 財産控訴委員会が特許意匠商標総局の判断を是認した審決 を示している。

特許法第84条に基づく強制実施権については、特許付与 から3年後に以下、(a) - (c) の要件のいずれか一つでも該当 する場合には、強制実施権が供与されうることになっている。 (a) 特許発明が公衆の満足いく程度の需要を充足していない。 (b) 特許発明が合理的に無理の無い価格で公衆に利用可能 でない。

(c) 特許発明がインド領域内で実施されていない。

バイエル社のケースでは、(a) - (c) のいずれも該当すると 判断された。また、この他、3月4日には、インドのジェネリッ クメーカーBDR社が、米国BMS社の抗がん剤について強 制実施権許諾を申請した旨報道されている。さらに、特許 法第92条には、国家緊急事態等において中央政府の告示に より強制実施権を設定できる旨の規定があるが、本件つい ても、インド保健家族福祉省からインド商工省に対し、3 件の医薬品特許について強制実施権の設定を求める勧告が なされるなど、今後も目が離せない状況になっている。

その他、インドでは、データ保護について、第三者への

開示は行っていないものの、後発メーカーは新薬メーカー の臨床・毒性等のデータに依拠して製造承認手続きを受け ることができることとなっており、Data Protectionはされ ているが、Data Exclusivityは確保されていない現状にある。 また、医薬品承認当局は承認にあたって、特許の有無を考 慮する義務も負っていない。その他、インドでは、特定の 医薬品に対する価格統制が行われているが、特許医薬品に 対しては行われていない。ただし、本件調査後に特許医薬 品に対する特許権者との交渉制度についてパブリックコメ ントがなされるなど、医薬品特許を巡る状況は日々変化し ており、今後の動きに注意が必要である。

○インド著作権法改正

インドでの最近のトピックとしては、著作権法の改正も 挙げられる。改正著作権法では、作詞者、作曲者、著作者、 実演家、放送事業者等の言語著作物の著作者が権利を譲渡 した際に受け取る経済的権利を明示した。また、同一性保 持権について、以前は、著作物の著作権の存続期間しか認 められなかったが、改正法により、著作権の存続期間満了 後であっても、同一性保持権は存続することとなっている。 その他、将来の著作物の著作権に対する譲渡の規定の明確 化や、著作者の同意を得ない強制使用許諾の規定をインド の著作に限定しないこととするなどの改正が行われている。

○インド等周辺国の知財ライセンス

知的財産の重要な側面として、自社の製造・販売を確保 するという点のほか、他社にライセンスするという機能も有 している。特に海外では、自社が100%出資できる国もあれ ば、合弁等を組む必要がある場合もあり、これらとのライセ ンスにあたって、種々の規制が設けられていたり、税制面 での優遇措置があったりする。また、ライセンス料を本社に 送金する際の規制も企業にとっては非常に重要な要素であ る。例えば、インドでは今年度税制でライセンス料の送金に 係る税率は25%に上昇したが、日本とインドとの間では和 税条約を結んでいる関係から、10%に据え置かれている。

初年度は、インドを初め周辺国についてこれら規制を調 査し、JETROのウェブサイトにて公開している。

5.インド政府へ改善要望を提出

インド日本商工会では、種々の運用・規制等について改 善を要請する「建議書」をインド政府に毎年1回提出し対話 を行っている。この建議書は税制や土地問題、ビザ問題等 が中心であったが、2013年は、初めて知的財産についても、 JETROから意見を出し、知財権の運用の改善と新たな知 財制度の導入という2つの観点から要請を行った。具体的 には、以下のとおりである。

今後は、このフォローアップを行い、インド政府との対 話の中で、問題意識の共有と制度・運用の改善を図ってい くことができればと考えている。

○知財権の運用の改善

√ 特許公開公報の18月公開の順守

インドでは、優先日から18月で出願公開されることとさ れているが、出願の多くが優先日から2-3年後に公開され ており、法令違反の状態が続いている。出願公開は、競合 他社の動向を把握する重要な情報であり、これが適時に公 開されないため、インドでの技術開発動向が把握できない 状態にある。そこで、出願公開による重複研究の回避など による利益等を説明しつつ、適時の出願公開を要請した。

√ 特許法における 「居住者」 の定義の明確化

インド特許法には、「居住者」がインド国外に特許出願す る場合には、原則としてまずインドに特許出願しなければ ならず、そうしない場合には、特許庁にその旨申請し許可 を得た後でなければ外国に特許出願することができない旨 の規定がなされている。さらに、当該規定について違反し た場合には、禁固刑及び/又は罰金刑が科され、(その後) インドに出願した特許出願については、取消又は放棄にな る。この特許法第39条の規定は、国家安全保障上の観点か ら機密情報の国外流出を防ぐために設けられたものである が、インドでは本件について判例が無く、どのような場合に、 本規定で言うところの「居住者」に該当するのか、明らかで ない。すなわち、当該居住者が発明者たる自然人を指すのか、 出願人となる法人を含むのかについて不明であり、さらに、 自然人であると仮定しても、どのような人であれば、「イン ド居住者」に該当するのか、不明となっている。インド所 得税法上の「居住者」であるとする説もあるが、インド知財 の参考書を見ても、各著者が独自の見解を展開しており、 企業にとっては一つのリスクとなっている。すなわち、中 国やマレーシア、シンガポールなど第1国出願主義を採用 している国は他にもあり、このような国で「インド居住者」 が発明をした場合、インドで外国出願の許可申請をした後、 第1国出願主義を採用している国で出願しなければならな い。また、本規定が仮にインド所得税法の居住者をいうの であれば、前年度にインドに所定日数滞在していた者は国 籍に関わらずインド居住者となる。また、前年度に当該日 数に満たなくても、過去5年度までさかのぼって所定日数 インドに滞在していた者も、インド居住者となる。その場合、 たとえば、異動や採用直後の者や、インドに頻繁に出張し ていた者が発明をした場合、その発明地がどこであれ、イ ンドに第1国出願をするか、そうでない場合には、インド 特許庁に許可申請をしなければならない。他方、「居住者」

が出願人たる法人を示す場合には、このような点を考慮す る必要はなく、海外企業との共同出願の際などに本規定を 考慮すればよいことになる。

本件は、特に多国籍企業にとっては留意すべき事項であ り、インド政府にとっても、海外からの投資や技術移転を 進めるためにも明確にすべき点である。

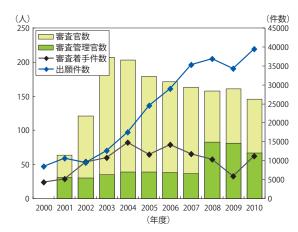
√ 知財権 (特に意匠・商標) の異議申立・無効審判の審理 迅速化

他人の商標や意匠等を正当な権利者の許可なく出願し・ 登録するという行為は、企業の知財リスクの一つであるが、 インドでもそのような事実が存在する。特許については、 訴訟の過程で権利の有効性について争うことができるが、 商標や意匠については原告の権利は有効として訴訟が進め られる。不正に権利取得した者から逆に訴えられるという リスクを避ける意味でも、他人による不正な権利取得があっ た場合には、異議申立や無効審判を請求しこのような権利 を抹消しておく必要がある。しかしながら、インドではこ れら手続に長期間を要してしまっている。その結果として、 これら商標や意匠を無断で使用した製品の取締りが円滑に 行われないという弊害も生じている。したがって、異議申 立や無効審判について、その手続が遅滞なく行われること が必要である。

○新たな制度の導入

√ 特許出願の早期審査制度の導入

インドでは、近年特許出願件数が急増し、特許意匠商標 総局には、これらを迅速、的確に審査していくことが求め られている。インドでは、特許審査の担当として、審査官 と審査管理官とがいるが、審査官には決裁権限がなく、審 **査管理官が出願人・代理人とのコミュニケーションを担当** している。職責で言うと、インドの審査官は日本の審査官 補に、インドの審査管理官は日本の審査官に相当すると考



特許出願と審査状況 出典:インドannual report等

えてもらうと理解がしやすいであろう。この審査官・審査 管理官であるが、2003年度に職員を雇用して以来、新規職 員を採用してこなかった。この結果、審査人員は漸減して いき、2008年に、一部職員を審査管理官に昇進させても、 審査処理件数は、約1万件前後にとどまっていた。この一 方で、特許出願件数は、2011年度には、43183件にも達し、 近年急速に滞貨が増加してきている。2011年にインド政府 は約10年ぶりに特許審査官の募集を再開し、2012年4月 30日までに135名の審査官を新規に採用しているが、当初 予定は257名であり、当局の思惑通りには、進んでいない 状況である。この結果、2012年4月26日時点で審査請求後 特許庁に係属中の案件は、12万3255件にまで積み上がっ ている。今後新規採用審査官が研修を終えて実務を開始し ても、この滞貨を解消するのは容易ではないであろう。

このような背景のもと、インド政府に対し、特許出願の 早期審査制度の導入を要請した。インドには、早期審査制 度や優先審査制度といった、別トラックで審査を進める制 度がなく、審査請求順に審査着手がなされる。しかしながら、 特許出願の中には、出願から短期間のうちに実用化された り、特許権が付与される前に他者に技術を盗用されたりす る場合もある。したがって、全体の審査期間の短縮もさる ことながら、これら特定のケースにあっては、特に迅速に 審査がなされるようにすることが必要不可欠である。イン ド政府にとっては、当該制度が今後インドへ進出を進めよ うとする外国企業に早期進出を促す契機になるというイン センティブも説きつつ、早期審査制度の導入を要請した。

√ 商品形態の保護強化

我が国では、商品の一部のみ模倣することに対抗するた めに、部分意匠制度が存在する。また、不正競争防止法では、 いわゆるデッドコピー規制と言われる、他人の商品形態を 模倣する行為を規制する規定が設けられている。これらは、 巧妙化する模倣品業者の模倣行為を抑制するのに効果的な 規定であるが、残念ながらインドには、このいずれも存在 しない。商品デザインは消費者に直接訴求するものであり、 これが保護されないことになると公平な競争環境が確保さ れないこととなる。インドにおいても、これらが正当に保 護されることが望まれる。

6. 南アジア・中東

ここまでインドでの活動を中心に説明してきたが、実は、 私の担当国はインドだけではない。南アジア・中東を含め た広域をカバーしており、これら国々の情報を収集する必 要がある。これら地域では、模倣品・海賊版問題への対策 が中心であり、たとえば、アラブ首長国連邦(UAE)のド バイなどにあるFTZ (フリートレードゾーン) を経由して、 中東からヨーロッパ・アフリカなどへ模倣品が拡散してい



車窓から見たイランの街並み



インターポール主催模倣対策セミナー

るという話も聞く。初年度であった昨年は、UAE、イラン 等に出張し法律事務所で情報収集をしたり、WIPOやイン ターポールが主催するセミナー等に出席してこれら地域の 取締り担当官等との関係構築に努めるなどの活動にとど まったが、次年度である今年は、さらに一歩踏み込んだ形 で情報発信をしていきたい。

7.終わりに

ここまで、インド赴任以降約8月間の活動を振り返って きた。この間妻の出産を含め、子供が救急病院に運ばれたり、 子供や手伝いに来ていた私の親が入院したりと、インドの 病院にも大変お世話になった。そのような中、なんとか業 務を進めてくることができたのは、特許庁、経済産業省、 JETRO東京本部、JETROニューデリー事務所及び関係在 外事務所、現地日系企業・団体をはじめとする皆さまから の暖かいご助言とサポート及び、家族の理解があってのこ とと実感している。この場を借りて改めて厚くお礼申し上 げるとともに、引き続きJETROニューデリー知的財産権部 の活動にご支援賜れれば幸いである。

Profile

今浦 陽恵 (いまうら あきよし)

1999年 特許庁入庁(審査第二部応用物理)

2003年 審査官昇任(特許審査第一部ナノ物理)

2004年 経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室

2008年 文部科学省原子力関係在外研究員(ミシガン大学)

2010年 総務部国際課

2012年 8月から現職